

井戸水および山水を生活用水として使用している世帯へ



生活支援金を交付します！

エネルギーや食料品などの物価高騰の影響を受けている市民や市内事業者の皆様を支援することを目的に、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、水道未普及世帯、及び水道未給水世帯等を対象とした支援金を交付します。

対象

令和8年5月1日時点において、市内に住所を有する者であって、以下のいずれかを満たすもの。

- ①水道未普及地域に存する世帯の世帯主の方
- ②水道未契約である世帯の世帯主の方
- ③水道未普及地域に事務所若しくは事業所を有する事業者又は水道未契約である事業者
- ④同一の住所地に2以上の世帯が登録されているとき（家屋が異なる場合を除く。）は、当該世帯の世帯主のうちいずれか1人。
- ⑤世帯の世帯主でなくなったときは、新たに当該世帯の世帯主となった者

※詳しくは、以下の問い合わせ先へご確認ください。

給付額

1交付対象者あたり、4,000円
（一般的な家庭の基本料金4か月分相当）



申請

申請に必要な書類

- ・浜田市水道未普及地域等物価高騰対策事業交付金交付申請書兼請求書

申請期間

令和8年5月1日(金) ～ 8月31日(月)

提出場所 問い合わせ先

市民生活部 環境課（浜田市役所東分庁舎2階）
電話：0855-25-9430 FAX：0855-22-9100

旭支所 市民福祉課
電話：0855-45-1435 FAX：0855-45-0135

金城支所 市民福祉課
電話：0855-42-1235 FAX：0855-42-0990

弥栄支所 市民福祉課
電話：0855-48-2656 FAX：0855-48-2952

三隅支所 市民福祉課
電話：0855-32-2806 FAX：0855-32-3230

※郵送の場合は、「〒697-8501 浜田市殿町1番地 浜田市役所 環境課」宛